

システム監査学会 第32回研究大会

マイナンバー特別研究プロジェクト
& 個人情報保護専門監査人部会
研究成果 報告
マイナンバーの現状と今後の展開

My number systems and Systems audits
- Case studies, interview Results and Problems -

2018年6月8日

報告者 土井 俊明

Toshiaki Doi CISA

目次

- 1.活動メンバ
- 2.活動状況
- 3.マイナンバーの現状と今後の展開
- 4.今後の活動にむけて

1. 活動メンバ

個人情報保護専門監査人部会メンバ
研究プロジェクトメンバ

11名

氏名	所属		個人	研P
朝倉 俊道	エムビーケーメタルソリューション株式会社			●
足立 憲昭	イオンエンターテイメント株式会社			●
稲垣 隆一	稲垣隆一法律事務所	主査	●	
大島 誠	第一屋製パン株式会社			●
木村 裕一	一般財団法人日本情報経済社会推進協会		●	
黒澤 兵夫	TAKE国際技術士研究所	副主査	●	●
久山 真宏	東京電機大学		●	●
白川 里至	KDDI株式会社			●
本田 実	城西国際大学	主査		●
桃澤 正和	富士通株式会社		●	
土井 俊明	アイエックス・ナレッジ株式会社			●

2. 活動状況

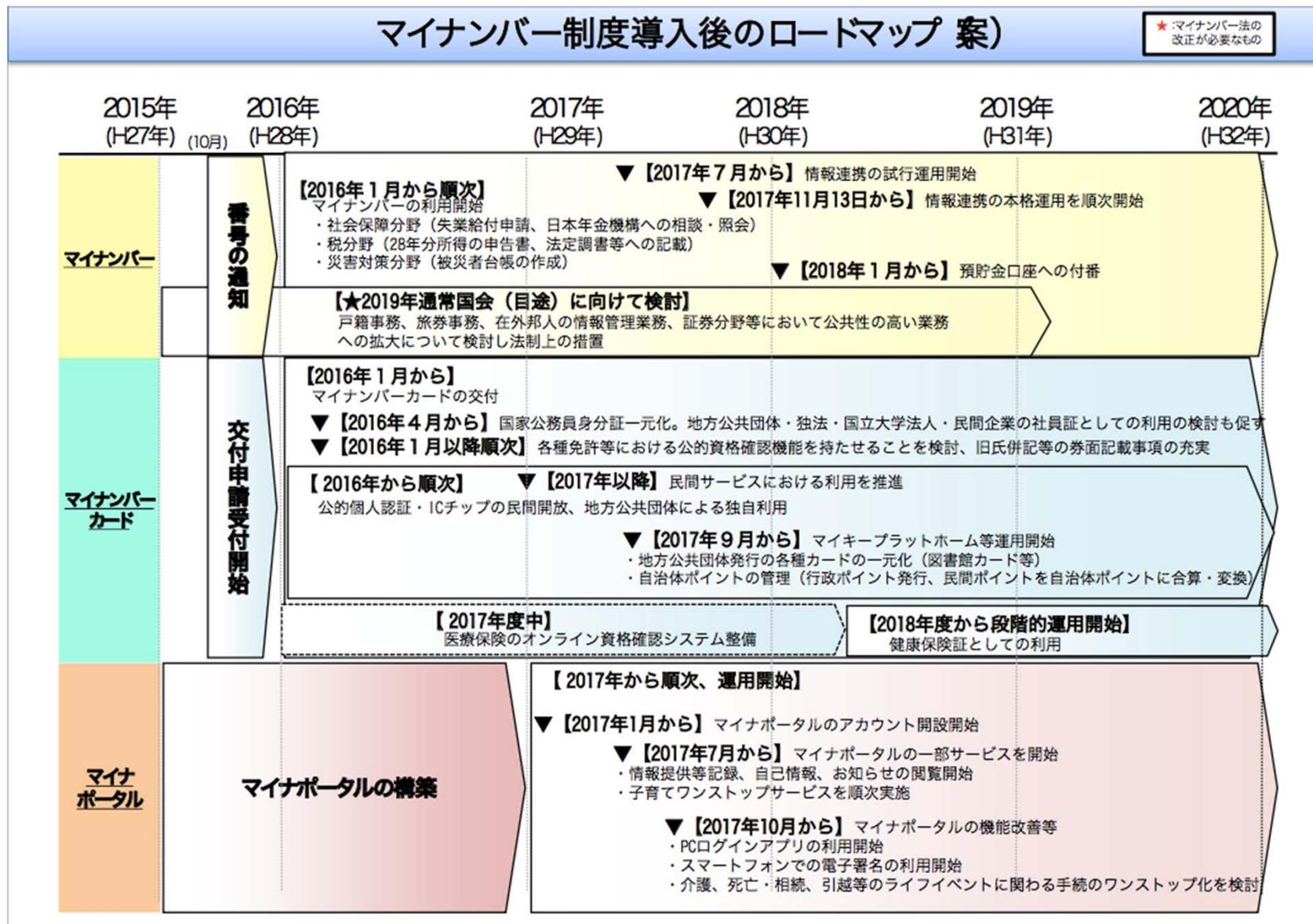
- 1～2ヶ月に1回ペース 平日 19:00開始 約2時間

回数	開催日	場所	内容
第1回	7月18日	稲垣法律事務所	クラウド型人事・財務パッケージ
第2回	10月11日	稲垣法律事務所	マイナンバー制度の現状と課題
第3回	12月14日	稲垣法律事務所	マイナンバー制度の現状と課題
第4回	1月23日	JIPDEC会議室	個人情報保護専門監査人部会 特別研究会「マイナンバーの現状 と今後の課題」
第5回	3月7日	稲垣法律事務所	研究発表大会について
第6回	4月6日	稲垣法律事務所	研究発表大会について
第7回	5月11日	稲垣法律事務所	研究発表大会について

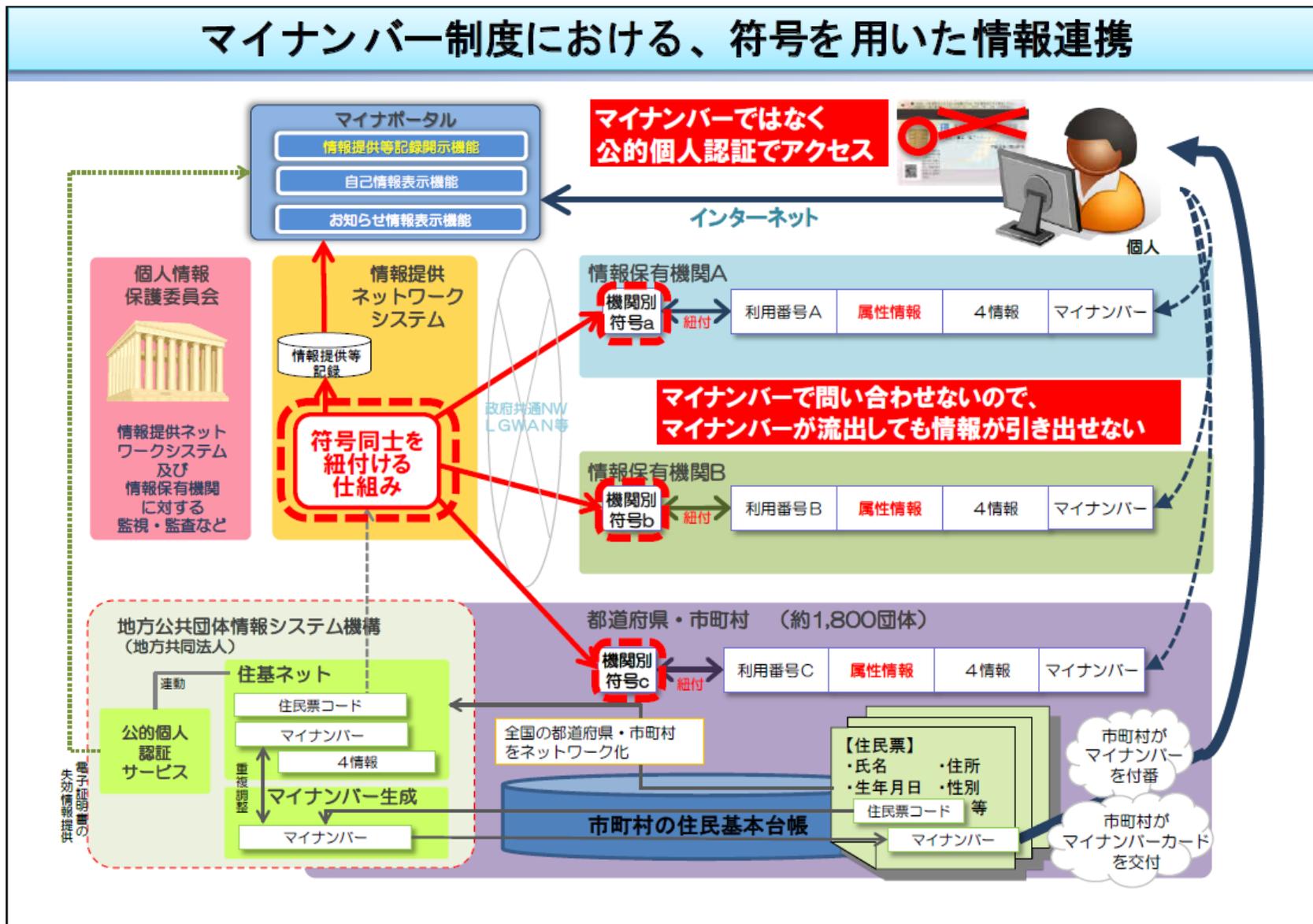
3. マイナンバーの現状と今後の展開

日時：2018年1月23日 19:00開始／場所：JIPDEC会議室
協力：J-LIS 副理事長・前総務省住民行政課長 高原様
J-LIS 個人番号センター副センター長 上仮屋様

マイナンバー制度は2017年11月より情報連携の本格運用が開始され、いよいよその本領が発揮されます。情報連携はどのように進捗しているのか、そして今後どこまで進むのか、また、マイナンバーカードを使った公的個人認証サービスについて、マイナンバー制度の実質を担う地方自治情報システム機構（J-LIS）様よりご講演をいただきました。



J-LIS: 「マイナンバー」の今後の展開（平成30年1月23日）より引用



J-LIS: 「マイナンバー」の今後の展開 (平成30年1月23日) より引用

情報提供ネットワークシステムにより共有される主な情報と利用

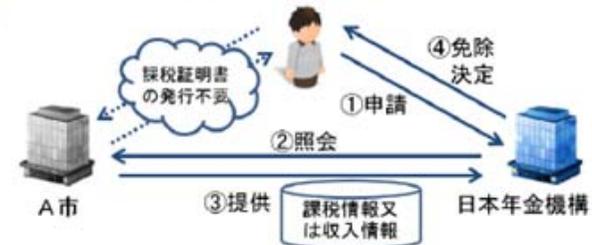
番号法又は地方公共団体の条例若しくは特定個人情報保護委員会規則に基づき、**別表第二(第19条関係)** 情報提供ネットワークシステムを利用できる①情報照会者、②利用事務、③情報提供者、④共有する特定個人情報を限定列举。

地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。
⇒住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に!

- 国民年金法による保険料の徴収に関する事務
- 児童手当法による児童手当の支給に関する事務 等

【事例】国民年金保険料の免除申請



住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。
⇒住民が申請する際、住民票の写しが不要に!

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】児童扶養手当の申請



他の社会保障給付に関する情報

⇒社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。
⇒住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に!

- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務
- 労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】傷病手当金の申請



上記の他、障害者関係情報、生活保護関係情報(種類と支給額)、年金の加入者情報、保険料の徴収情報について、社会保障の事務で共有する場合がある。

J-LIS:「マイナンバー」の今後の展開(平成30年1月23日)より引用

マイナンバーとマイナンバーカード

○マイナンバー(個人番号)

- 日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。
- 番号法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の手續に限って利用されます。
 - 取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがあります。
 - 番号法に定める場合を除き、収集・保管は禁止されています。
- 通知カードはマイナンバーをお知らせするものです。
通知カードだけでは本人確認書類としては使用できません。

通知カード



○マイナンバーカード(個人番号カード)

- マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カードです。
- マイナンバーの確認と本人確認をこれ1枚で行うことができます。
- ICチップ内に電子的に個人を認証する機能(電子証明書)を搭載しています。
 - 電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しないため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
 - ICチップの空き領域も、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
- 「マイナポータル」へのログインにはマイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカード



1326万枚交付済み
(平成30年1月10日現在)

- ◆ マイナンバーカードの表面は写真入りの身分証明書として、官民間問わず広く利用可能です。
- ◆ マイナンバーカードの電子証明書(公的個人認証)の利用には、マイナンバーは使用しません。

マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかと懸念。
- マイナンバーの不正利用等（例：他人のマイナンバーを用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念。
- 国家により個人の様々な**個人情報**がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかと懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（マイナンバーの確認・身元（実存）の確認）
- ② マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止
- ③ 個人情報保護委員会による監視・監督
- ④ 特定個人情報保護評価
- ⑤ 罰則の強化
- ⑥ マイナポータルによる情報提供等記録の確認

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



マイナンバーカードのマイキー部分について

◎ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー(個人番号)は使用しません

マイナンバーカードの裏面



①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例:金融機関におけるインターネットバンキング等

- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用公開鍵

民間も活用が可
幅広く

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例:印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイキー部分

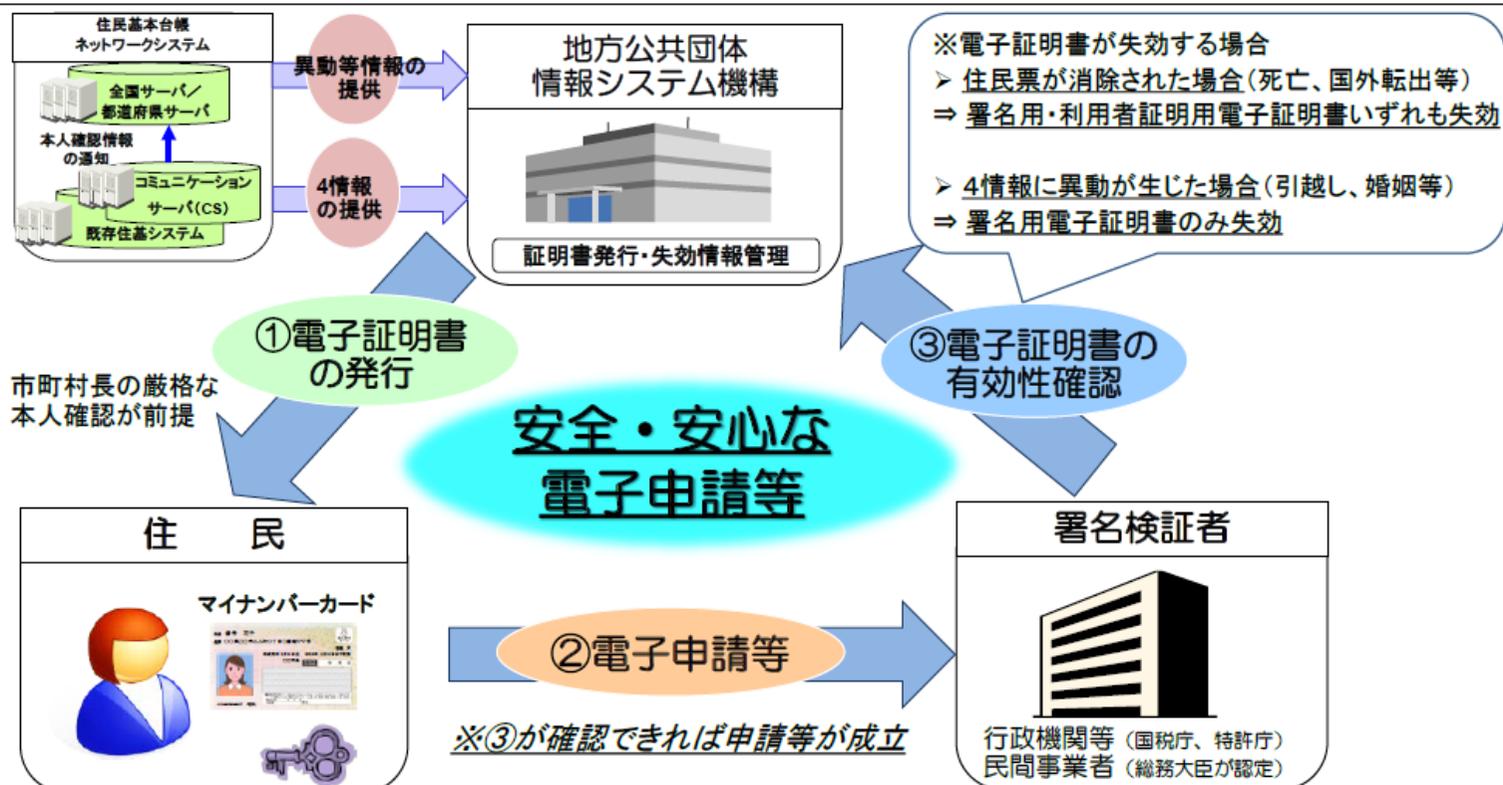


公的個人認証制度の概要

ポイント

※公的個人認証とは、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」(平成14年法律第153号)による認証サービス

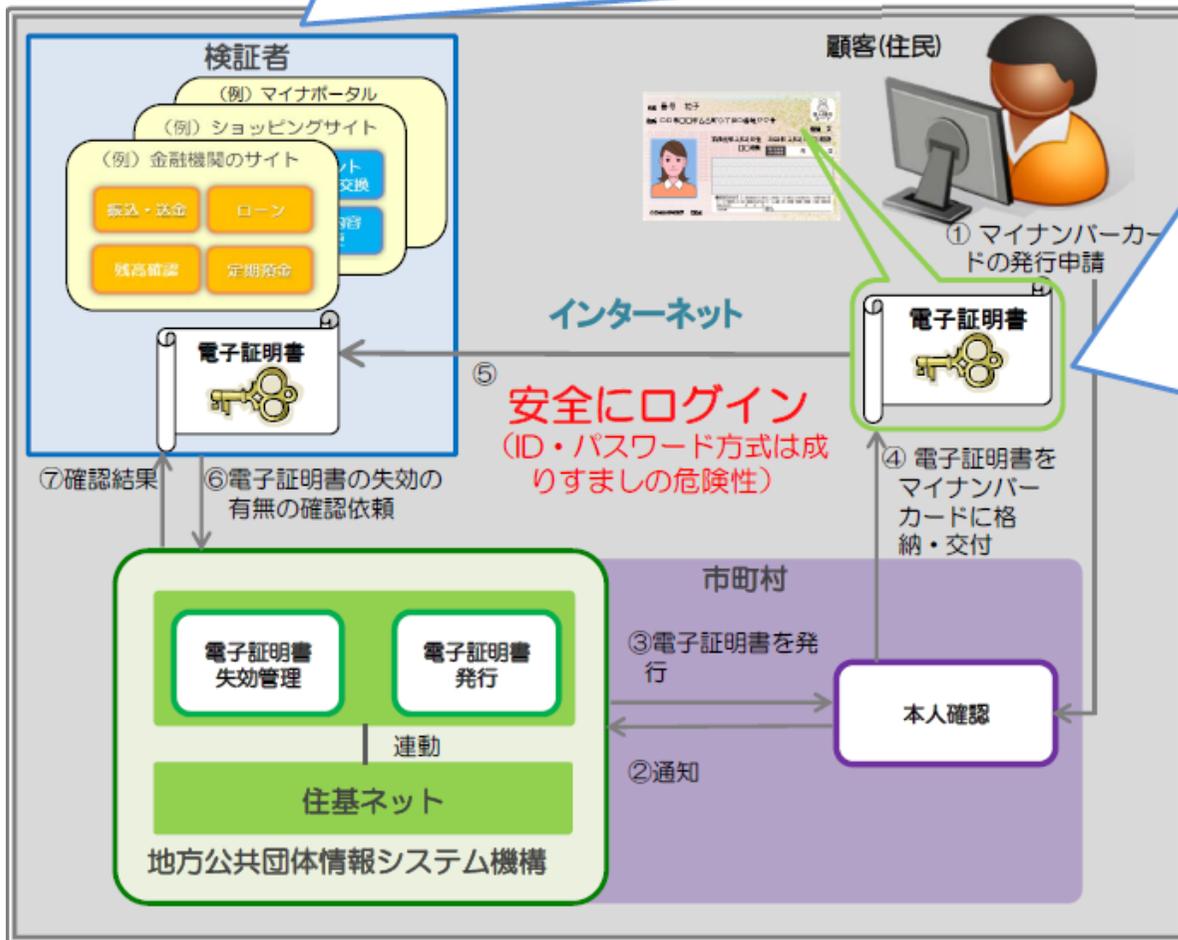
- 公的個人認証サービスは、電子証明書を用いて、成りすまし、改ざん、送信否認の防止を担保し、インターネット上での本人確認や電子申請等を可能とする公的なサービス。
- 電子証明書は、市町村が管理する「住民票」に基づき、市町村での対面による厳格な本人確認を経て発行。
- マイナンバー制度導入時に、マイナンバーカードに電子証明書を標準搭載し、公的機関に限られていた利用を民間にも開放。



J-LIS:マイナンバーカード ~その民間利用の可能性について より引用

公的個人認証サービスのイメージ(平成28年1月以降)

【ポイント①】
 行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大
 (二検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大)



【ポイント②】
 電子証明書は2種類。

◎署名用電子証明書【電子版の印鑑登録】



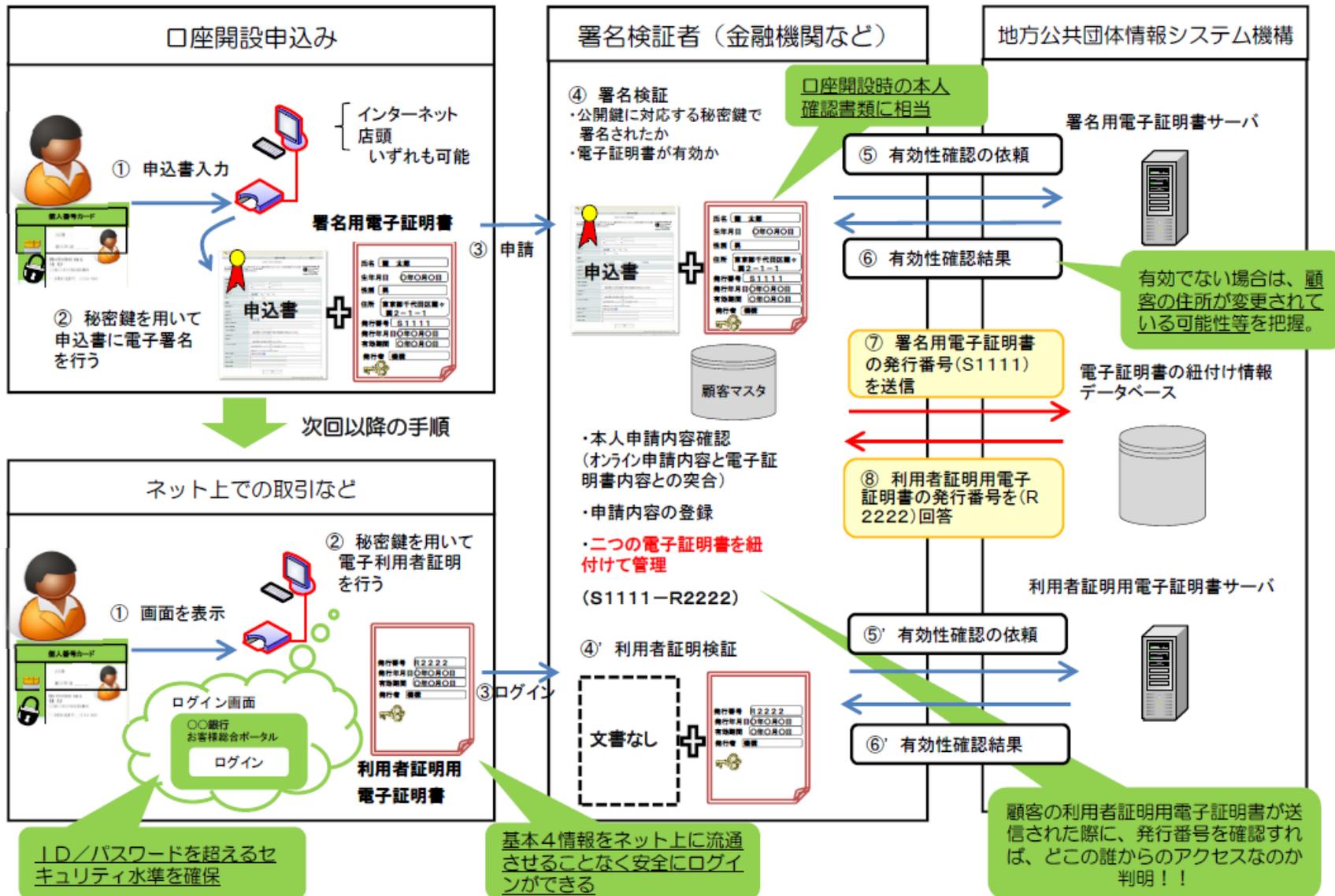
電子署名
 : インターネットで電子文書を送信する際などに、**署名用電子証明書**を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

◎利用者証明用電子証明書<新規>
 【電子版の顧客カード】



電子利用者証明
 : インターネットを閲覧する際などに、**利用者証明用電子証明書**を用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

新しい公的個人認証サービス(署名と利用者証明)活用フロー(イメージ)



公的個人認証サービス利用によるメリット ～ 民間事業者の皆様へ～



①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設） （例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動なし」の把握と 「更新の契機」の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化があるかを把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

④お客様カードの代替

顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。

公的個人認証サービスにおける署名検証者の認定基準について

1. 基本的な考え方

民間事業者側のシステム、組織体制、運用規程の整備状況等を総合的に評価し、主にセキュリティの観点から、公的個人認証サービスを適切に利用できる民間事業者を認定する。

2. 認定基準

基本的な考え方に基づき、以下のとおり認定基準を定める。

規程類の整備

署名検証等を実施するに当たって必要な事項(業務手順、業務従事者の責任・権限、監査等)が、民間事業者内で規定されているかを評価する。

電気通信回線を通じた不正アクセスの防止

主にインターネットを通じた社外からの攻撃に対して、ネットワーク側でのセキュリティ対策が講じられているかを評価する。

正当な権限を有しない者による操作の防止

担当者以外がシステムを操作できないように、必要な措置(ID・アクセス権の管理等)が講じられているかを評価する。

動作を記録する機能

監査を実施するためには、監査に必要なログ(システムの動作記録)を取得しておくことが必要となる。必要なログが取得される措置が講じられているかを評価する。

入退場管理に必要な措置

民間事業者側の設備に関して、評価対象システムが設置される場所(失効情報を取り扱うサーバの設置場所等)への入退場管理について、必要な措置が講じられているかを評価する。

外部組織との連携に係る措置

総務大臣の認定を受けようとする民間事業者が社外の資源を利用する場合(外部の事業者が提供するシステムやサービスを利用する場合等)に、秘密保持契約等の必要な措置が講じられているかを評価する。

情報セキュリティに係る組織体制

署名検証等に係る民間事業者側の情報セキュリティ管理体制(責任者、業務実施担当者等)が整備されているかを評価する。

役員等の要件

役員及び業務統括責任者において、公的個人認証法及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等に違反する等により、罰金の刑以上の刑に処せられた者等がないかを評価する。

公的個人認証サービスの民間利用の拡大状況について

- 平成28年1月に民間利用が可能となり、公的個人認証サービスのプラットフォーム事業者が続々と登場しつつある。
- プラットフォーム事業者が基盤となり、公的個人認証サービスの民間利用も順次登場しつつある。
- 今後とも、電子商取引及び金融分野を中心に、様々な分野における民間利用の本格化が予想される。

	民間署名検証者	主な活用	サービス開始日	備考
1	日本デジタル配信(株)(PF)	テレビ画面から母子健康情報等の閲覧サービス、プラットフォーム	2016.2	
2	ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構(PF)	パソコン等から母子健康情報閲覧、プラットフォーム	2016.2	同一事業者
3	NTTコミュニケーションズ(株)(PF)	MVNO利用登録時の本人確認、プラットフォーム	2016.9	
4	↳(株)びあ(委)	イベント会場入場時チケットレスサービス等	2017.5(実証実験)	同一事業者
5	↳ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構(委)	共通診察券実証実験	2017.5(実証実験)	同一事業者
6	GMOグローバルサイン(株)(PF)	プラットフォーム	2016.11	
7	↳GMOクリック証券(株)(委)	証券口座開設時の本人確認等	2016.11	
8	↳(株)SAY企画(委)	マイナンバー制度対応オンライン本人確認サービス	2018.1.4	
9	↳(株)グッドスターグループ(委)	レンタル携帯利用申込オンライン本人確認サービス	2017.12	
10	↳共同印刷(株)(委)	求場管理ソリューション、不正転売防止ソリューション	未定	
11	(株)NTTデータ(PF)	プラットフォーム	2016.7	
12	↳(株)エスカラー・エージェント・ジャパン(委)	住宅ローンサービス等	2016.7	
13	↳(株)びあ(委)	チケット販売サービス等	2017.3(実証実験)	同一事業者
14	↳日本郵便(株)(委)	民間送達サービス(MyPost)	2017.7	
15	↳(株)DMM.com証券(委)	証券口座開設時の本人確認	2017年度中予定	
16	↳富士通(株)(委)	ボランティア管理システム	2017.1	
17	↳カブドットコム証券(株)(委)	オンライン口座開設(スマホから可能に)	2018.3中予定	
18	↳マネックス証券(株)(委)	オンライン口座開設(スマホから可能に)	2018.4~6中予定	
19	↳A社(委)	-	-	
20	サイバートラスト(株)(PF)	プラットフォーム	2016.9	
21	↳(株)ガイアックス(委)	オンライン本人確認	2017.12	
22	↳(株)シーイーシー(委)	子育てワンストップ支援サービス	2017.11	
23	↳大日本印刷(株)(委)	銀行口座開設	未定	
24	↳(株)ジャパンネット銀行(委)	銀行口座開設	未定	
25	(株)システムコンサルタント(PF)	オンライン上で契約を行う電子契約サービス	2017.1	
26	(株)野村総合研究所(PF)	プラットフォーム	2017.5	
27	凸版印刷(株)(PF)	プラットフォーム	2017.5	
28	↳(株)三菱東京UFJ銀行(委)	住宅ローンサービス等	2017.5	
29	(株)サイバーリンクス(PF)	プラットフォーム	未定	
30	日本電気(株)(PF)	プラットフォーム	未定	
31	日本医師会(PF)	医師資格確認証(HPKTカード)の申請	未定	

※1 プラットフォーム事業者(PF)

公的個人認証サービスの利用のために必要となる設備を整備・運用し、その機能(電子署名等の検証・電子証明書の有効性の確認)を様々なサービスを行う事業者を提供する事業者。

※2 委託事業者(委)

プラットフォーム事業者に電子署名等確認業務の全てを委託した事業者。プラットフォーム事業者を活用することにより、それぞれ個別に設備を用意する必要がなくなる。

J-LIS:マイナンバーカード ~その民間利用の可能性について より引用

<今後の活動に向けて> 公的個人認証サービスに対して感じた課題

- カードが盗難にあい、暗証番号4ケタが特定された場合には、「なりすまし」ができてしまうのではないかと、公的個人認証サービスでは、マイナンバーカードのパスワードを使用することから、公的個人認証サービスを利用した全てのインターネットサービスを利用できてしまうと考えられる。
⇒ 今後、公的個人認証サービスが普及した場合、パスワード認証で十分といえるのか。生体認証の検討など行われているのか。
- 公的個人認証サービスを利用するための、総務省による民間事業者認定については、「書類審査」のみになっているようだが、十分であるのか？
⇒ 今後、認定を受ける民間事業者が増えていくと考えられる中で、実際の認定基準がどの程度であるか。
- スマートフォン（SIMカード）への電子証明書の搭載も検討されているが、スマートフォン特有の不正利用のリスクがあるのではないかと。
⇒ スマートフォン特有のリスクに対して、こういった対策が検討されているのか。

ご清聴、ありがとうございました。